福井しあわせ元気大会2018

第18回 全国障害者スポーツ大会 織りなそう 力と技と美しさ

大会概要



「福井しあわせ元気」国体・障害者スポーツ大会実行委員会



目次

I 基本事項1 大会の名称・スローガン等2 基本方針3 主催者4 大会日程5 実施競技および競技運営主管団体6 会場	•••P 1 •••P 3 •••P 4 •••P 5 •••P 6
準備運営計画1 競技(1)参加選手団規模(2)審判員等の養成・編成(3)競技運営(4)オープン競技	•••P10
(5) ユニバーサルデザインに配慮した会場づくり2 式典(1) 基本理念(2) 大会の開・閉会式	•••P15
(3) 大会旗・炬火イベント3 宿泊・輸送等(1) 宿泊(2) 医事・衛生	•••P16
(3)輸送4 県民運動等(1)県民運動の推進(2)児童・生徒等の参加促進	••• P18
(3) ふれあい広場(仮称)の設置5 ボランティア(1) 大会運営ボランティア(2) 情報支援ボランティア	•••P19
(3) 選手団サポートボランティア6 広報・報道(1) 広報活動(2) 報道	••• P22
(3) 大会の記録7 運営調整(1) 安全確保(2) 服飾(3) 傷害保険等(4) 大会メダル・参加章	••• P23
参考資料	••• P25



I 基本事項

- 1 大会の名称・スローガン等
- (1) 大会の名称

「第18回全国障害者スポーツ大会」

全国障害者スポーツ大会は、障がいのある選手が競技等を通じ、スポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障がいに対する理解を深め、障がい者の社会参加の推進に寄与することを目的とした障がい者スポーツの祭典です。

平成30年開催の福井県での大会が第18回大会となります。

(2) 大会の愛称

福井しあわせ元気大会

*規定書体(ロゴデザイン)

幸福度日本一といわれる福井県で、県民の元気と創意を結集し、しあわせを感じ、 元気があふれる大会を創り上げます。県民みんなで全国からの参加者を温もりの心 でもてなし、交流を通じて、しあわせと元気を全国に発信します。

(3) 大会のスローガン

織りなそう 力と技と美しさ

選手は持てる力と技と美しさを、福井県が誇る織物のようにタテ糸とヨコ糸に織りなし、競技に全力を尽くします。県民一人ひとりは「する」「みる」「支える」のそれぞれの立場で大会に主体的に参画します。これにより相互につながりを深め、みんなで感動を共有できる大会にしよう、という想いを込めています。



(4) 大会のシンボルマーク



21世紀の「21」をモチーフに、障がい者の「走る」「飛ぶ」「泳ぐ」姿をデザインしています。また、4つのカラーは、「北海道」「本州」「四国」「九州」を表し、全国の障がい者スポーツの交流の場として、人と人との交流・地域との連帯を深める「全国障害者スポーツ大会」の未来への飛躍をシンボライズしています。

(5) 大会のマスコットキャラクター



はぴりゅう

福井県のダントツブランドである「恐竜」がモチーフに、ジャージ姿でスポーティさと活発さをイメージしています。気合いの入ったきりっとした表情で、目標に向かって前進しようとする姿を表現しています。

幸福度日本一、健康長寿、しあわせ元気を表す「はぴねす」と、福井県のダント ツブランドである「きょうりゅう」をシンプルに組み合わせ、呼びやすく、親しみ やすい「はぴりゅう」と名付けました。

みんなの幸せと元気を応援!福井しあわせ元気国体・福井しあわせ元気大会を カいっぱい盛り上げていきたいです!



2 基本方針

「すべての人が支えあい

スポーツのすばらしさを未来へつなげる」

自然豊かで、伝統文化やコミュニティのつながりが多く残る「にっぽんのふるさと福井」で開催される第18回全国障害者スポーツ大会は、障がいのある人もない人もすべての人が、スポーツを通じて福井の元気としあわせを共有し、一人ひとりの夢と希望を明るい未来につなげる「福井しあわせ元気大会」を目指します。

選手は持てる「力と技と美しさ」を存分に発揮し、すべての人とスポーツの楽しさと感動を共有します。

県民は「する」「みる」「支える」のそれぞれの立場でこの大会に参画し、障がいについて 理解を深め、お互いに支え合いながら、心をひとつに織りなし、大会を創りあげます。

障がいのある人もない人も、スポーツのすばらしさや可能性を共有し、生涯にわたってスポーツを楽しむことができる、しあわせな未来へとつなげます。





3 主催者

主催者は、文部科学省、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会、福井県、開催地市町および関係団体とします。

【中央主催者】 文部科学省

公益財団法人日本障がい者スポーツ協会

【開催地主催者】 福井県

福井市

敦賀市

小浜市

大野市

勝山市

鯖江市

あわら市

越前市

坂井市

永平寺町

美浜町

社会福祉法人 福井県社会福祉協議会

一般社団法人 福井県身体障害者福祉連合会

福井県車椅子の会

特定非営利活動法人福井県手をつなぐ育成会

福井県精神保健福祉家族会連合会

福井県身体障害者(児)援護施設連絡協議会

福井県知的障害者福祉協会

福井県精神障害者福祉サービス事業所連絡協議会

しあわせ福井スポーツ協会

公益財団法人福井県体育協会



4 大会日程

(1) 開催期日

平成30年10月13日(土)~15日(月)

平成30年度

≪5月下旬~6月上旬(予定)≫

第18回全国障害者スポーツ大会プレ大会

*個人競技は福井県障がい者スポーツ大会、団体競技は全国障害者スポーツ大会北信越・東海ブロック予選会として位置づけて行う。

≪9月29日~10月9日≫

≪10月13日~10月15日≫

第73回国民体育大会「福井しあわせ元気国体」



第18回全国障害者スポーツ大会「福井しあわせ元気大会」

(2) 大会日程

ゆとりのある競技日程を目指し、大会関連の日程を次のとおりとします。

10月11日	10月12日	10月13日	10月14日	10月15日	10月16日
(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)
選手団来県	全国代表者会議・監督会議の公式練習会	開会	競 技 技 親 対 フン	別会式	選手団離県



5 実施競技および競技運営主管団体

(1) 正式競技

全国障害者スポーツ大会で実施される正式競技は、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会が定める「全国障害者スポーツ大会競技規則」に定められた個人競技と団体競技、あわせて13競技とします。

また正式競技の運営は、公益財団法人日本体育協会または公益財団法人日本障がい者スポーツ協会に加盟する県の関係競技団体等がそれぞれ主管します。

	競技名	競技運営主管団体名
	陸上競技(身・知)	一般財団法人福井陸上競技協会
	水泳(身•知)	福井県水泳連盟
個 人	アーチェリー(身)	福井県アーチェリー協会
競技	卓球(身・知) 〔サウンドテーブルテニス (身)を含む〕	福井県卓球協会
	フライングディスク(身・知)	福井県障害者フライングディスク協会
	ボウリング(知)	福井県ボウリング連盟
	バスケットボール(知)	福井県バスケットボール協会
	車椅子バスケットボール(身)	個开宗バスノットが一ル励云
寸	ソフトボール(知)	
体競	グランドソフトボール(身)	福井県ソフトボール協会
技	フットベースボール(知)	
	バレーボール(身・知・精)	福井県バレーボール協会
	サッカー(知)	一般社団法人福井県サッカー協会

*競技種目は、平成 30 年度「全国障害者スポーツ大会競技規則」に定めるところによります。

(注) 身二身体障がい者が出場できる競技 知二知的障がい者が出場できる競技 精二精神障がい者が出場できる競技



(2) オープン競技

全国障害者スポーツ大会では、正式競技の他に、広く障がい者の間にスポーツを普及する観点から、有効と認められる競技を「オープン競技」として実施することができます。 「福井しあわせ元気大会」では3競技を開催します。

オープン競技の運営は、競技運営主管団体の自主運営とします。

競技名	競技運営主管団体
卓球バレー(身・知・精)	福井県卓球バレー協会
車いすテニス(身)	福井県車椅子テニス協会
ゲートボール(身)	一般社団法人 福井県身体障害者福祉連合会









6 会場

開・閉会式および競技会場は、原則として、国民体育大会に使用されたものを利用し、 障がい者競技に適合した会場とします。

(1)正式競技

競技名	会場	所在地
開•閉会式	福井県営陸上競技場	福井市
陸上競技(身・知)	福井県営陸上競技場	福井市
水泳(身・知)	敦賀市総合運動公園プール	敦賀市
アーチェリー(身)	福井市スポーツ公園サッカー場 (兼ラグビー場)	福井市
卓球(身・知) サウンドテーブルテニス(身) を含む	サンドーム福井	鯖江市
フライングディスク(身・知)	三国運動公園陸上競技場、多目的競技場	坂井市
ボウリング(知)	スポーツプラザ WAVE4 O	福井市
バスケットボール(知)	勝山市新体育館(仮称)	勝山市
車椅子バスケットボール(身)	福井県営体育館	福井市
ソフトボール(知)	武生東運動公園ソフトボール場	越前市
グランドソフトボール(身)	松岡総合運動公園(you me パーク)	永平寺町
バレーボール(身)	大野市エキサイト広場総合体育施設体育館	大野市
バレーボール(知)	トリムパークかなづ体育館	あわら市
バレーボール(精)	小浜市民体育館	小浜市
サッカー(知)	丸岡スポーツランドサッカー場、 人工芝グラウンド	坂井市
フットベースボール(知)	敦賀市きらめきスタジアム	敦賀市



(2) オープン競技

競技名	会場	所在地
卓球バレー(身・知・精)	福井県社会福祉センター体育館	福井市
車いすテニス(身)	鯖江広域西番スポーツセンターテニスコート	鯖江市
ゲートボール(身)	美浜町ゆうあいひろばゲートボールコート 美浜町多目的屋内運動場(仮称) ゲートボールコート	美浜町





Ⅱ 準備運営計画

1 競技

全国から参加する選手が、快適な環境で競技を行えるよう、障がい者スポーツに対応できる審判員等の養成を行うとともに、ユニバーサルデザインに配慮した会場づくりを進めるなど、円滑な競技運営を図ります。

(1) 参加選手団規模(選手・役員) 約5,500名(選手/約3,500人 役員/約2,000人) *参加自治体 47都道府県+20指定都市

①個人競技参加選手数〔()は延べ選手数〕

競技名	参加選手数
陸上競技(身・知)	1,080人 (2,160人)
水泳(身・知)	310人 (620人)
アーチェリー(身)	70人
卓球 (身・知) サウンドテーブルテニス (身) を含む	320人
フライングディスク(身・知)	420人 (840人)
ボウリング(知)	200人
合 計	2,400人 (4,210人)

(注) 個人競技の参加申込は、「全国障害者スポーツ大会開催基準要綱細則」に定めるところによります。





②団体競技参加選手数〔()は1チームの選手数〕

競技名	区分	参加チーム数及び選手数
バスケットボール(知)	男女別	14チーム (12人)
	ננואבני	168人
 車椅子バスケットボール(身)	男女混合可	7チーム(12人)
手向」バスノジーバール(オ)	力又此口可	84人
ソフトボール(知)	男女混合可	7チーム(15人)
	力又此口凹	105人
グランドソフトボール(身)	男女混合可	7チーム(15人)
クラフトソフトホール(身)	为父此口切	105人
バレーボール(身)	田大叫	14チーム(12人)
ハレーハール(身)	男女別	168人
/ \\ \ \' (\frac{1}{2})	田七叫	14チーム (12人)
バレーボール(知)	男女別	168人
/ \\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	田大河合	7チーム(12人)
バレーボール(精)	男女混合	84人
+ + (/50)	田女冯今司	7チーム(16人)
サッカー(知)	男女混合可	112人
¬ ∧» ¬+ (/r□)	田女冯仝司	7チーム(15人)
フットベースボール(知)	男女混合可	105人
		84チーム
合計		1,099人
		1,099人

(注) 各競技とも、ブロック代表 6、地元代表 1 の 7 チームを予定しています。





(2) 審判員等の養成・編成

円滑な競技運営を行うために、競技運営主管団体等の協力を得て、審判員等・競技補助員を養成・編成します。

①審判員等の定義

- (ア) 審判員等は、競技運営や審判、競技記録等の業務に携わる者をいいます。
- (イ)競技補助員は、審判員等の指示を受けて、競技運営の補助に携わる者をいいます。

②審判員等(想定)

	競技名	審判員 等 (人)	競技 補助員 (人)	競技運営主管団体	その他 協力 団体
	陸上競技(身・知)	300	400	一般財団法人 福井陸上競技協会	
個 人	水泳(身・知)	120	80	福井県水泳連盟	
競技	アーチェリー(身)	40	100	福井県アーチェリー協会	
女 (6競技)	卓球(身・知) サウンドテーブルテニス(身)を含む	100	40	福井県卓球協会	高品
技	フライングディスク(身・知)	100	90	福井県障害者フライングディスク協会	校 •
	ボウリング(知)	80	40	福井県ボウリング連盟	短大
	小計	740	750		•
	バスケットボール(知)	100	50	福井県	一
	車椅子バスケットボール(身)	50	50	バスケットボール協会	• =
団 体	ソフトボール(知)	80	40		門
」 体 競 技	グランドソフトボール(身)	100	40	福井県ソフトボール協会	高校・短大・大学・専門学校等
$\frac{1}{7}$	フットベースボール(知)	70	40		等
<i>(</i> 競	バレーボール(身・知・精)	170	270	福井県バレーボール協会	
- 競 - 技)	サッカー(知)	90	60	一般財団法人 福井県サッカー協会	
	小計	660	550		
合計		1,400	1,300		



③審判員等・競技補助員の養成計画

競技運営を円滑に実施するため、障がい者スポーツに対応できる審判員等および審判員等の指示を受けて競技運営を補助する競技補助員を養成します。



(3) 競技運営

①プレ大会

競技会の運営能力の向上を図るとともに、大会に対する県民の理解と関心を高めるため、プレ大会を開催します。

②全国代表者会議 • 監督会議

大会運営や競技運営を円滑に進めるため、各選手団代表者、監督等を対象に、大会全般の概要や競技規則等に関する会議を開催します。

期 日 平成30年10月12日(金)

③公式練習会

選手が十分に調整して競技に臨めるよう、公式練習日を設けます。

- 期 日 平成30年10月12日(金)
- 練習会場 原則として本大会の会場とします。
- 練習時間 あらかじめ選手団ごとに指定します。

④競技記録、成績の収集・速報

各競技の記録・成績の収集・速報は、県および会場地市町が競技団体と連携を図り、 正確かつ迅速に行います。

⑤開始式および表彰式

開催地市町および競技運営主管団体と協議のうえ、会場の特性や選手のコンディションなどに配慮して必要に応じて簡素に実施します。

⑥競技用具の整備

競技用具および運営用器具については、原則として県および会場地市町ならびに県競技団体等が現有するものを活用することとし、現有の競技用具で不足するものについては借用し、借用困難な場合についてのみ購入するものとし、競技運営に支障のないよう整備します。

(4) オープン競技

障がい者スポーツの普及・振興ならびに障がいに対する理解を深めるため、大会期間中に正式競技以外の競技の実施について、関係団体などと協議し、調整を行います。

(5) ユニバーサルデザインに配慮した会場づくり

各会場は、ユニバーサルデザインに配慮し、年齢、性別、障がいのあるなしにかかわらず、すべての人にとって使いやすい会場づくりに努めます。

① 利用しやすい会場づくり

段差解消のためのスロープや車椅子での利用が可能なトイレ等の仮設物を設置するなど、すべての人にとって利用しやすい会場づくりに努めます。

② 分かりやすい情報の提供

会場や会場周辺の多くの人が集まる場所に案内を行うボランティアを配置する とともに、案内看板やサインを大きな字やふり仮名を使った表記にするなど、すべ ての人に分かりやすい情報提供に努めます。



2 式典

式典は、「福井しあわせ元気国体」と連携しながら、「すべての人が支え合い、スポーツのすばらしさを未来へとつなげる大会」にふさわしい式典を目指します。

(1) 基本理念

- ① 幅広い世代の県民の積極的な参加のもと、みんなで盛り上げ喜びと感動を共有できる式典とします。
- ② 全国からのお客様を温かく迎え、心のこもったおもてなしをする式典とします。
- ③ 県民がふるさとの魅力を再発見し、豊かな自然や文化、食、健康長寿などの「ふくいブランド」を全国にアピールする式典とします。

(2) 大会の開・閉会式

開・閉会式は全国障害者スポーツ大会開催基準要綱第15項に規定する式典、選手入退場および集団演技で構成します。

(3) 大会旗・炬火イベント

大会旗・炬火イベントは、従来の形にとらわれず創意工夫を凝らし、地域の連帯感を 高め、互いのつながりを深めるものとします。





3 宿泊・輸送等

大会参加者の宿泊施設の確保と環境整備に努めるとともに、大会参加者および一般観覧者の医事・衛生に万全を期します。

また、大会参加者および一般観覧者の安全かつ円滑な輸送を行うよう努めます。

(1) 宿泊

全国から参加する選手・役員等が、それぞれの分野で十分な活躍ができるよう関係機関・ 団体等の協力を得て、宿泊施設の確保と環境整備に努めます。

①参加意向調查

宿泊施設ごとの受け入れ数を調整するため、参加意向調査を行い、参加者の宿泊 数や障がいの**種類**や程度などを把握します。

②宿泊施設調査

大会関係者の特性に合った宿舎を選定するため、宿舎の客室タイプや設備面を調査します。

③宿泊環境整備

大会参加者が快適に宿泊できるよう、宿泊施設にバリアフリーについて理解を深めてもらうとともに、必要に応じてシャワーチェアーや浴室マット等の宿泊支援用具を配置したり、エレベーターに点字シールを設置したりするなど、宿泊環境の整備に努めます。

④宿泊料金の設定

「福井しあわせ元気国体」と連携を図り、関係団体等と協議のうえ、宿泊料金を設定します。

⑤配宿

大会参加者の配宿は、障がい特性や競技会場および練習会場までの交通状況等を考慮し、選手、監督が十分な休養、休息を確保できる環境づくりに配慮します。

⑥接遇講習会

大会参加者が快適に宿泊できるよう、関係団体等との連携のもとに、宿泊施設従事者を対象にして障がいに関する接遇講習会を開催します。



(2) 医事 • 衛生

大会参加者および一般観覧者が清潔で快適な環境のもとで十分な活躍や観覧等ができるよう、関係機関・団体等の協力を得て、医療救護体制や防疫体制の整備に努めるとともに、食品衛生対策や廃棄物の適切な処理等の環境衛生対策を行います。

(3)輸送

大会参加者および一般観覧者の輸送については、道路および交通の状況等を勘案するとともに、環境に配慮し、安全かつ確実に行うものとします。

① 全国輸送

大会参加者の来県・離県は、自由集合・自由解散としますが、関係機関等の協力 を得て、円滑な輸送の確保に努めます。

② 県内輸送

大会参加者については、原則として計画輸送とし、円滑な輸送の確保に努めます。 また、一般観覧者については、バス・鉄道等の公共交通機関の利用および会場周 辺駐車場からのシャトルバスの運行による円滑な輸送に努めます。

③ 車両および駐車場

大会参加者および一般観覧者の輸送に必要な車両については、県または会場地市町が関係機関等の協力を得て、その確保に努めます。

大会の開・閉会式会場および競技会場地における駐車場については、県または会場地市町がその確保に努めるとともに、遠隔となる駐車場については、必要な措置を講じます。

大会の車両の確保において、低床バスなどバリアフリーに対応した車両の確保に 十分配慮します。







4 県民運動等

県民運動は、スポーツの感動を広め、子どもたちの明るい未来へとつながる大会の実現を 目指すことを目的とし、県民一人ひとりがスポーツを「する」、「みる」、「支える」の様々な 立場から参加できる多様な機会を創り出すとともに、県民の元気と創意を結集して展開します。

大会後には、県民運動が日常生活の中で生かされることにより、スポーツが身近になり、 生きがいや楽しみとなるだけでなく、健康長寿の推進、地域コミュニティ活動の活性化やそれを担う人づくりにもつながるスポーツ文化の定着を図ります。

(1) 県民運動の推進

- ① 基本目標
 - 1 県民 1 参加 全ての県民が主体的に携わり、地域が一体となって大会を盛り上げます。
 - 1県民1スポーツスポーツの喜びを知り、生涯を通じた幅広いスポーツ活動に結び付けます。
 - ・1県民1自慢 全国からの来県者を温かくもてなし、福井の魅力を発信します。

② 県民運動の進め方

- ア 県民運動は、県民一人ひとりの自発的・積極的な参加を基本として推進します。
- イ 県、市、町、NPO、地域、家庭、学校、企業、各種団体等は、それぞれの特徴を活かして、この運動の普及、啓発を行うとともに、それぞれ連携を図り、実践活動に取り組みます。
- ウ 県実行委員会は、この運動の推進組織として全県的な方針、計画を定め、様々な普及・啓発活動を行うとともに、各種団体や市町などと連携を図り、県民運動や市町民運動などを支援します。
- エ 市町または市町が組織する実行委員会は、地域の特性に応じた方針・計画等を定め、様々な普及・啓発活動を行うとともに、地域住民や各種団体等と協力し市町民運動を推進します。

(2) 児童・生徒等の参加促進

次世代を担う児童・生徒等の障がいに対する理解を深めるとともに、障がい者 スポーツの普及を進めるため、学校等との連携を図り、式典への参加や競技会場 での応援等、大会への参加を促進します。

(3) ふれあい広場(仮称)の設置

県、開催地市町、市町社会福祉協議会、障害者団体等と連携し、開・閉会式会場および競技会場に「ふれあい広場(仮称)」を設置します。



5 ボランティア

大会の開・閉会式や競技会の運営、手話通訳等にボランティアとして多くの県民の方々に参加していただき、県民の力で支える大会にすることを目指します。

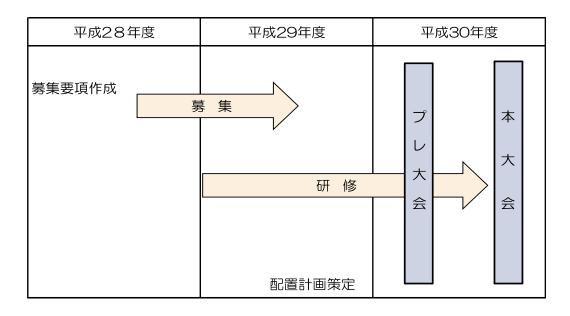
(1) 大会運営ボランティア

県民総参加で大会参加者や一般観覧者をおもてなしの心でお迎えするため、「福井 しあわせ元気国体」と一体となって、大会運営ボランティアを広く一般から募集し ます。

① 種別および内容(想定)

種別	内容	人数
案内・介助	総合案内所等での案内・誘導・介助	
会場整理	観客の改札、案内、誘導等	
会場美化	飾花の管理、会場内の清掃等	25001
会場サービス	弁当・飲み物の配布等	3,500人
土 共	開・閉会式の式典補助	
ふれあい広場(仮	か) ふれあい広場の運営補助等	

② スケジュール





(2) 情報支援ボランティア

大会に参加する聴覚障がい者への情報保障を図るとともに、すべての人に分かり やすい情報提供を行うため、関係団体等の協力を得ながら、各種情報支援ボランティアを養成します。

① 種別および内容(想定)

種別	内容	人数
手 話	手話による情報の提供およびコミュニケーション保障	400人
要約筆記(手書き)	ノートテイクやホワイトボードを使用した情報の提供	150人
要約筆記(PC)	パソコンに入力したデータ情報による情報の提供	50人

② 養成協力団体

福井県聴覚障がい者センター

福井県ろうあ協会

特定非営利活動法人福井県中途失聴・難聴者協会

福井県手話通訳問題研究会

福井県手話サークル連絡協議会

特定非営利活動法人全国要約筆記問題研究会関西ブロック福井支部

③ 養成スケジュール

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度			
カリキュラム	7					
テキスト	リーダー養成		プ		本	
作成	ř		レ			
			大		大	
 普及啓発研修会開催	募集	養成	会		会	
		配置計画策定				



(3) 選手団サポートボランティア

大会に参加する選手および役員の介助・誘導等のサポートを行い、大会運営の円滑化を図るとともに、選手との交流を通して次世代の若者が障がいのある人への理解を深め、大会終了後も、ボランティアとして地域で活躍するきっかけとなるよう、学生で構成する選手団サポートボランティアを養成します。

① 種別および内容(想定)

種別	内 容	人数
選手へのサポート	選手団の歓送迎・介助・誘導・交流等、来県から離県まで選手団と一緒に行動します。	800人

② 養成協力団体

大学•専門学校等

③ 養成スケジュール

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
協力校依頼	協力校決定	カリキュラム作成 テキスト作成	養成	本大会



6 広報・報道

大会の広報活動は、国体・大会の広報基本方針に基づき、開催意義を広く県内外に周知し、 その理解を深めることにより、大会への参加意識の高揚を図り、県民の積極的な参加を実現 するとともに、福井と大会の魅力を積極的にアピールし、さらには県民一人ひとりが自信と 誇りを持ってそれらを全国に発信できるようにします。

(1) 広報活動

- ① 県・市町、関係機関・団体、企業、NPO、ボランティア等との緊密な連携と協力のもとに、各種の広報媒体を計画的かつ効果的に活用し、大会の積極的な広報に努めます。
- ② 大会を象徴し、広く県民に愛される大会愛称やスローガン、マスコット等の普及を図ることにより、大会開催の気運を高めます。

(2) 報道

報道機関との連携や個人からの情報発信を含め、インターネットなど多様なメディアの活用により、大会に関する情報を迅速かつ広域的に伝達するとともに、豊かな自然や食などの福井の魅力を全国に発信します。

(3) 大会の記録

大会の記録映像および記録写真集等を制作し、その感動と興奮を永く記録にとどめるとともに、大会開催の成果を福井の財産として未来へ継承します。





7 運営調整

大会全般の円滑な運営を目指します。

(1) 安全確保

関係機関および団体との密接な連携のもとに実施体制を整備し、警備・消防防災 対策、大規模災害・突発重大事案対策に関する体制を確立し、安全かつ円滑な大会 の運営が行われるよう、万全を期するものとします。

① 会場等の警備

事件・事故の防止を重点とした適切な警備に関する諸対策を講じます。 また、大会の期間中には、関係機関および団体等の協力を得て、防犯対策を推進し 犯罪の防止に努めます。

② 交通対策

大会期間中における交通安全の確保と交通混雑の緩和を図る ため、関係機関はもとより、広く県民に協力を求め、実情に応じて 適切な対策を講じます。

③ 消防•防災

火災その他の災害予防ならびに災害発生時における情報伝達、避難誘導、救急救助等に関する諸対策を講じます。

また、大会期間中の火災その他の災害予防および発生時の被害軽減を図るため、 関係機関および団体等の協力を得て、防火・防災意識の高揚を図ります。

(2) 服飾

大会全般の円滑な運営を確保するため、実施本部員、各種ボランティア等大会関係 者の役割が識別できる服飾の整備を検討します。

(3) 傷害保険等

大会の開催準備または大会期間中の不測の事態に対応するため、傷害保険等への加入を検討します。

(4) 大会メダル・参加章

1 位から3 位までに入賞した選手に授与するための大会メダルの作成や、大会への参加と協力を末永く記念として残すための参加章の作成を検討します。





参考資料





平成 23 年 6 月 24 日 公布 平成 23 年法律第 78 号 平成 23 年 8 月 24 日 施行

スポーツ基本法(一部抜粋)

(国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会)

第26条 国民体育大会は、公益財団法人日本体育協会(昭和2年8月8日に財団法人大日本体育協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。)、国及び開催地の都道府県が共同して開催するものとし、これらの開催者が定める方法により選出された選手が参加して総合的に運動競技をするものとする。

- 2 全国障害者スポーツ大会は、財団法人日本障害者スポーツ協会(昭和40年5月 24日に財団法人日本身体障害者スポーツ協会という名称で設立された法人をいう。 以下同じ。)、国及び開催地の都道府県が共同して開催するものとし、これらの開 催者が定める方法により選出された選手が参加して総合的に運動競技をするもの とする。
- 3 国は、国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の円滑な実施及び運営に資するため、これらの開催者である公益財団法人日本体育協会又は財団法人日本障害者スポーツ協会及び開催地の都道府県に対し、必要な援助を行うものとする。



平成 26 年 4 月 1 日 26 文科ス第 2 号 各都道府県知事・指定都市市長 各都道府県教育委員会教育長 各指定都市教育委員会教育長 あて 文部科学省スポーツ・青少年局長通知

全国障害者スポーツ大会について

今日、障害者スポーツは、地域の中で確実に普及し、国民の関心も大きなものとなってきています。

昭和40年に、国民体育大会の開催地で、全国身体障害者スポーツ大会が開催されるようになってから今日までの道のりは、決して平たんなものとはいえませんでしたが、幅広い各層の理解と協力により、障害者スポーツは地域に定着し発展してきました。

平成13年度からは、それまで別々に実施してきた全国身体障害者スポーツ大会と全国知的障害者スポーツ大会(ゆうあいピック)を統合して「全国障害者スポーツ大会」として実施することとなり、平成20年度からは、精神障害者のバレーボール競技が加わるなど、同大会は我が国最大の障害者スポーツの祭典として発展を遂げてきました。

平成23年8月に施行されたスポーツ基本法においては、障害者の自主的かつ積極的なスポーツを推進するとの理念が掲げられ、障害者スポーツに関する施策を、福祉の観点に加え、スポーツ振興の観点からも一層推進していく必要性が高まっています。これを踏まえ、平成26年度より、スポーツ振興の観点から行う障害者スポーツに関する事業を厚生労働省から文部科学省に移管することとしました。

このようなことから、平成26年度から、全国障害者スポーツ大会の主催者のうち、厚生労働省を文部科学省へと変更することとし、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会と協議の上、改めて下記の事項を定めたので、広く周知をされるとともに、従前どおり大会の諸準備及び所要の予算措置等について格段の御配慮をお願いします。



1 大会の目的

障害のある選手が、障害者スポーツの全国的な祭典であるこの大会に参加し、 競技等を通じ、スポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障害に対する理解 を深め、障害者の社会参加の推進に寄与することを目的とする。

2 大会の主催者

大会の主催者は、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会、文部科学省、大会 開催地の都道府県・指定都市及び市町村(指定都市を除く。)並びにその他の関 係団体とする。なお、開催地における主催者を総称して「開催地主催者」とし、 その開催地主催者の代表は、都道府県とする。

3 大会の開催

(1) 開催地

大会開催地は国民体育大会本大会開催地の都道府県とする。

(2) 開催期日

開催期日は国民体育大会本大会の直後を原則とし、開催地都道府県が公益財団法人日本障がい者スポーツ協会、文部科学省及び関係団体と協議の上決定する。

(3) 施設

競技会場及び諸施設については、国民体育大会本大会において使用された施設 を原則として利用する。

4 参加選手団

都道府県・指定都市選手団(都道府県・指定都市が開催する障害者スポーツ大会の成績等をもとに選抜された選手、監督及び役員。以下「選手団」という。)は、都道府県・指定都市を代表するもので、詳細は公益財団法人日本障がい者スポーツ協会により別途定められる「全国障害者スポーツ大会開催基準要綱」(以下「要綱」という。)によるものとする。

なお、参加選手数は、主催者において、各都道府県・指定都市別に決定するものとする。

5 大会の実施細目

大会実施に関する細目については、要綱をもとにして、先催都道府県の意見を 聴取して、開催の都度主催者で協議して定めることとするが、管内の関係機関、 関係諸団体及び障害者に対する周知徹底については遺漏のないよう配意されたい。



6 大会の準備と参加

大会開催の趣旨に照らし、全ての都道府県・指定都市からの選手団の参加が期待されるので、そのための参加費用等の予算化並びに大会開催地の都道府県・指定都市及び市町村(指定都市を除く。)における諸準備に関する予算措置については、格段の配慮をお願いしたい。

7 大会運営上の留意点

- (1) 障害者スポーツの祭典にふさわしく、大会は質実であるとともに、選手が全力を尽くしてスポーツを行えるよう環境整備等について留意されたい。
- (2) 大会の企画段階から障害者や障害の特性等に理解の深い者の参画を求めるとともに、開催に当たっては障害の特性を踏まえた対応ができる者の適切な配置にも留意されたい。



全国障害者スポーツ大会開催基準要綱

1. 総則

全国障害者スポーツ大会(以下、「大会」という。)を開催し、運営するために この基準を定める。

2. 目的

障害のある選手が、障害者スポーツの全国的な祭典であるこの大会に参加し、 競技等を通じ、スポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障害に対する理解 を深め、障害者の社会参加の推進に寄与することを目的とする。

3. 回数

大会は、平成13年に開催された大会をもって第1回大会とし、これより起算し 暦年を基準に回数を順次付すものとする。

4. 大会の主催者

大会の主催者は、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会(以下、「スポーツ協会」という。)、文部科学省、大会開催地の都道府県・指定都市及び市町村(指定都市を除く。)並びにその他の関係団体とする。なお、開催地における主催者を総称して「開催地主催者」とし、その開催地主催者の代表は、都道府県とする。

5. 大会開催の基本方針

- (1) 大会は、毎年1回開催し、各都道府県の持ち回りとする。
- (2) 大会は、毎年実施される国民体育大会本大会の直後を原則として、当該都道府県において3日間で開催する。
- (3) 大会における競技運営は、公益財団法人日本体育協会に加盟する開催地都道 府県の関係競技団体等が主管する。
- (4) 大会における実施競技・種目は、別途定める「全国障害者スポーツ大会競技規則」(以下、「競技規則」という。)による。
- (5) 大会における競技施設は、原則として、国民体育大会本大会の会場を使用する。

6. 開催時期の決定

開催時期は、開催地主催者が開催の概ね3年前までに、主催者と協議のうえ決 定する。



7. 実施競技

(1) 実施競技は、競技規則に定められた個人競技及び団体競技とし、団体競技 は都道府県・指定都市対抗とする。

なお、競技規則に定められていない競技・種目であっても、広く障害者の間にスポーツを普及する観点から有効と認められるものについては、あらかじめ 主催者間で協議のうえ「オープン競技」として実施することができる。

(2) 実施競技・種目は、開催の概ね2年前までに決定し、開催地主催者が公表する。

なお、競技規則に定められた競技・種目のうち、開催地の立地条件等から 実施困難なものがある場合には、あらかじめ主催者間で協議し、実施しない ことができる。

- (3) 個人競技における出場種目の決定並びに個人競技及び団体競技の組み合わせは、開催地主催者が行うものとする。
- (4) 個人競技の組み合わせは、次により行うものとする。
 - ①原則として男女別とする。
 - ②競技規則に定める年齢区分及び障害区分の両方が同一の区分(以下、「同一区分」という。)の者毎に行うものとする。

ただし、同一区分の出場選手が少ない等の理由により、これにより難い場合は、同一区分以外の者と同一組で競技させることができる。

- (5) 順位は各組毎に決定する。ただし、同一区分の出場選手が少ないため、同 一区分以外の者と同一組で競技させた場合は、同一区分の者毎に決定する。
- (6) いかなる者も組み合わせ及び障害区分の適用については、抗議できないものとする。

8. 参加資格

- (1) 大会の参加者は、都道府県・指定都市選手団、大会役員及び競技役員とする。
- (2) 出場選手は、次の全ての条件を満たす者とする。
 - ①毎年4月1日現在、13歳以上の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者。
 - ②身体障害者は、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により、身体障害者手帳の交付を受けた者。

知的障害者は、厚生事務次官通知(昭和48年9月27日厚生省発児第156号) による療育手帳の交付を受けた者。あるいは、その取得の対象に準ずる障害の ある者。

精神障害者は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律 第 123 号)第 45 条により、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者。ある いは、その取得の対象に準ずる障害のある者。



③申し込み時に参加する都道府県・指定都市内に現住所(住民票のある地) を有する者。

ただし、施設や学校等に入所及び通所並びに通学している者は、その所在地の都道府県・指定都市でも参加できるものとする。

(3) 個人競技に出場する選手は、原則として同一競技内での2種目まで(リレー種目に出場する選手は3種目まで)出場できるものとする。

ただし、開催地主催者が地理的条件等の理由により、出場競技・種目に制限 を加える等の必要がある場合には、主催者と協議のうえ決定することができる。

- (4) 団体競技に出場する選手は、個人競技には出場できないものとする。
- (5) 団体競技に出場するチームは次のとおりとする。
 - ① 開催地都道府県・指定都市の代表チーム
 - ②スポーツ協会がブロック予選実施団体(日本車椅子バスケットボール連盟、日本盲人会連合、全日本ろうあ連盟スポーツ委員会、日本知的障害者スポーツ連盟及び日本精神保健福祉連盟障害者スポーツ推進委員会)と協議のうえ実施するブロック予選会によって優勝したチーム。ただし、優勝したチームが本大会への出場を辞退した場合、順次、順位の上位のチームに出場権が与えられる。なお、予選会の実施が困難な競技については、当分の間スポーツ協会が選考したチーム。
- 9. 都道府県・指定都市の選手及び役員数
 - (1) 個人競技の選手出場枠は、主催者が決定し、各都道府県・指定都市に通知する。
 - (2) 団体競技の選手出場枠は次のとおりとする。
 - ①身体障害者が行う競技 車椅子バスケットボール 12 名以内、グランドソフトボール 15 名以内、バレーボール男子・女子各 12 名以内
 - ②知的障害者が行う競技

バレーボール男子・女子各 12 名以内、ソフトボール 15 名以内、バスケットボール男子・女子各 12 名以内、サッカー16 名以内、フットベースボール 15 名以内

- ③ 精神障害者が行う競技 バレーボール 12 名以内
- (3) 個人競技の役員数については、選手10名までは10名以内とし、選手が10名を超える場合は超えた選手3名につき1名を増員できる。

また、団体競技に出場する都道府県・指定都市は上記役員数に、車椅子バスケットボール3名以内、バレーボール男子・女子各3名以内、ソフトボール3名以内、バスケットボール男子・女子各3名以内、サッカー3名以内、フットベースボール3名以内、グランドソフトボール7名以内の役員を加えることができる。

(4) 役員数は上記で算定した範囲以内とするが、出場選手の障害程度等により、これにより難い場合は、開催地主催者と協議のうえ増員することができる。

10. 各都道府県・指定都市における出場選手の選考

各都道府県・指定都市における、出場選手の選考に当たっては、各都道府県・ 指定都市障害者団体、障害者スポーツ関係者等からなる選手選考委員会により選 考し、決定するものとする。

なお、選考の際には、大会出場未経験者の出場にも配慮し、選考を行うものとする。

また、都道府県・指定都市においては、地域の障害者スポーツの振興を図る観点からも予選会を開催する等、選手選考に配慮することとする。

11. 選手団の派遣及び費用

- (1) 選手団は、都道府県・指定都市(以下、「派遣者」という。)が派遣する。
- (2) 派遣者は、開催地主催者に対し、所定の手続きをもって選手団及び出場の 選手の競技・種目の申し込みを行うものとする。
- (3) 選手団の派遣に要する費用は、派遣者が負担する。

12. 健康・安全管理

選手団の健康・安全管理については、派遣者において十分配慮するものとし、 主催者においては、応急の処置のみを行うものとする。

13. 競技規則

大会の適用規則は、開催年の競技規則と大会申し合わせ事項による。

14. 表彰

- (1) 個人競技については、各組単位で、原則として同一区分毎に1位から3位までの選手にメダルを授与する。
- (2) 団体競技については、優勝チームに賞状、優勝杯等、2位、3位のチーム に賞状、1位から3位までの選手にメダルを授与する。

15. 式典

開会式及び閉会式は、できるだけ簡素なものとする。



16. 大会役員

大会役員は概ね次のとおりとする。

- ①名誉会長 文部科学大臣
- ②名誉副会長 日本障がい者スポーツ協会会長 スポーツ庁長官 スポーツ庁次長
- ③大会会長 開催地都道府県知事
- ④代表副会長 開催地指定都市市長
- ⑤副 会 長 日本障がい者スポーツ協会副会長 スポーツ庁審議官

開催地都道府県・指定都市の議会議長

開催地市町村長及び市町村議会議長

開催地都道府県・指定都市の副知事及び副市長

開催地都道府県・指定都市社会福祉協議会会長

開催地都道府県・指定都市障害者スポーツ協会会長

開催地都道府県·指定都市身体障害者団体連合会会長

開催地都道府県・指定都市手をつなぐ育成会会長

開催地都道府県知的障害者福祉協会会長

開催地都道府県精神障害者スポーツ推進協議会の長

⑥顧 問 文部科学副大臣

文部科学大臣政務官

文部科学事務次官

文部科学審議官

文部科学省大臣官房長

開催地都道府県選出の国会議員

日本体育協会会長

全国社会福祉協議会会長

日本身体障害者団体連合会会長

全日本手をつなぐ育成会連合会会長

日本知的障害者福祉協会会長

日本精神保健福祉連盟会長

JKA会長

日本医師会会長

支援自衛隊代表者

開催地都道府県・指定都市の報道機関の代表者

開催地都道府県の競技団体代表者

開催地都道府県の体育協会会長

中央競馬馬主社会福祉財団理事長



⑦参 与 日本障がい者スポーツ協会理事、監事並びに評議員

スポーツ庁健康スポーツ課長

スポーツ庁競技スポーツ課長

スポーツ庁健康スポーツ課障害者スポーツ振興室長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長

開催地都道府県·指定都市議会議員

開催地都道府県の公安委員会委員長

開催地都道府県・指定都市の教育委員会教育長

開催地都道府県単位の関係団体の代表者

日本パラ陸上競技連盟会長

日本知的障害者陸上競技連盟会長

日本身体障がい者水泳連盟会長

日本知的障害者水泳連盟会長

日本身体障害者アーチェリー連盟会長

日本肢体不自由者卓球協会会長

日本視覚障害者卓球連盟会長

日本知的障害者卓球連盟会長

日本障害者フライングディスク連盟会長

日本FIDバスケットボール連盟会長

日本車椅子バスケットボール連盟会長

全日本グランドソフトボール連盟会長

日本知的障がい者サッカー連盟会長

日本盲人会連合スポーツ協議会会長

全日本ろうあ連盟スポーツ委員会委員長

日本知的障害者スポーツ連盟会長

日本精神保健福祉連盟精神障害者スポーツ推進委員会委員長

※競技団体の並びに関しては、競技規則集の記載順として整理した。

付 則

- 1 平成 12 年 1 月 5 日 制定
- 2 平成13年2月8日 改正
- 3 平成14年2月8日 改正
- 4 この開催基準要綱は平成14年に開催される第2回全国障害者スポーツ大会から適用する。
- 5 平成 15 年 3 月 3 日 改正
- 6 この開催基準要綱は平成15年に開催される第3回全国障害者スポーツ大会から 適用する。



- 7 平成17年4月1日 改正
- 8 この開催基準要綱は平成17年に開催される第5回全国障害者スポーツ大会から適用する。
- 9 平成19年3月6日 改正
- 10 この開催基準要綱は平成19年に開催される第7回全国障害者スポーツ大会から適用する。
- 11 平成 20 年 4 月 1 日 改正
- 12 この開催基準要綱は平成20年に開催される第8回全国障害者スポーツ大会から適用する。
- 13 平成 21 年 4 月 1 日 改正
- 14 この開催基準要綱は平成21年に開催される第9回全国障害者スポーツ大会から適用する。
- 15 平成22年4月14日 改正
- 16 この開催基準要綱は平成 22 年に開催される第 10 回全国障害者スポーツ大会から適用する。
- 17 平成 23 年 4 月 1 日 改正
- 18 この開催基準要綱は平成 23 年に開催される第 11 回全国障害者スポーツ大会から適用する。
- 19 平成24年4月1日 改正
- 20 この開催基準要綱は平成 24 年に開催される第 12 回全国障害者スポーツ大会から適用する。
- 21 平成 25 年 4 月 1 日 改正
- 22 この開催基準要綱は平成 25 年に開催される第 13 回全国障害者スポーツ大会から適用する。
- 23 平成 26 年 4 月 1 日 改正
- 24 この開催基準要綱は平成 26 年に開催される第 14 回全国障害者スポーツ大会から適用する。
- 25 この開催基準要綱は平成 27 年に開催される第 15 回全国障害者スポーツ大会から適用する。
- 26 平成 27 年 10 月 1 日 改正
- 27 この開催基準要綱は平成 27 年に開催される第 15 回全国障害者スポーツ大会から適用する。





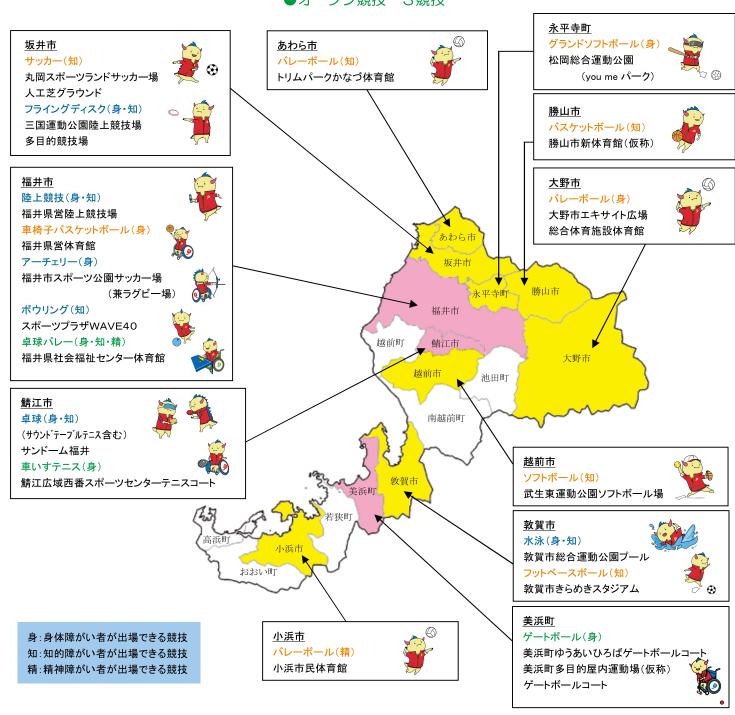
福井しあわせ元気大会2018

第18回 全国障害者スポーツ大会 織りなそう 力と技と美しさ

平成30年10月13日(土)~10月15日(月)

会場地のご案内

- ●個人競技 6競技
- ●団体競技 7競技
- ●オープン競技 3競技





「福井しあわせ元気」国体・障害者スポーツ大会実行委員会 〒910-0004 福井県福井市宝永 2 丁目 4-10 福井県国体推進局競技式典課内 TEL 0776-20-0747 FAX 0776-20-5058

2018 福井しあわせ元気国体・大会

検索

平成28年1月発行